

◎岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 総務委員会の所管に政策企画部の分掌に属する事項及びふるさと振興部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、文教委員会の所管にふるさと振興部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を加えることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）